

第1回長岡京市空家等対策協議会 議事要旨

日 時：平成29年6月28日（水）

午後3時30分～

会 場：長岡京市役所

南棟3階 第1委員会室

1. 開会

- 開会、協議会の成立、及び傍聴者の報告（以上事務局より）

2. 市長あいさつ

3. 会長・副会長選出

- 委員2名の推薦により、会長に西垣泰幸委員を協議会にて互選
- 西垣会長が副会長に井上えり子委員を指名

4. 議事

1) 協議会運営要綱（案）について

- 事務局より協議会運営要綱（案）について説明し、議案どおり可決。

2) 長岡京市空家等対策計画について

3) 長岡京市空き家等の課題について

- 事務局より長岡京市空家等対策計画及び空き家等の課題について説明後、協議に入る。

（委員）

空家の定義について、あくまでも特措法上の「空家等」を計画の対象にするべきで、「空き家」と表記して計画の対象を広げるのはよくないのではないかと。また、「空家等」「空き家等」で表記が錯綜している。「危険空家」という言葉を使っているが、特定空家等と別個で新たな定義を作るべきではないのではないかと。

（委員）

特措法での「空家等」、総務省の「空き家」など、国で使用されている定義も複数あり、一概に統一することは難しいのではないかと。

（事務局）

特措法関連から引用する場合は「空家等」、それ以外は「空き家等」としています。錯綜している部分については見直しをさせていただきます。

（会長）

最終的な計画の時点できちんと統一できるように調整していただきたい。

（委員）

利活用がメインになっているが、特定空家等については想定されているか。盛り込まれないのか。また、本協議会は法定協議会という位置づけか。

（事務局）

第3回空家等対策協議会にて、特定空家等についてご議論いただく予定としています。本協議会は条例に基づく協議会です。

(委員)

実態調査について、対象空き家は「空き家等」の内、共同住宅を除くとされているが、長屋住宅は含まれているのか。また、長屋住宅の対策についても考えなくてはいけないのではないか。

(事務局)

長屋住宅も調査対象としています。

(委員)

1室でも住んでいる長屋住宅は特措法の対象外となる。京都市の場合は条例で対応している。全部が空室になっている長屋住宅はどのくらいあるか把握されているか。

(事務局)

数字は手元になく、調べればご提示可能です。

(会長)

長屋住宅を計画の対象にするか検討いただき、次回協議会にて、方向性を示していただきたい。

(委員)

調査を通じて空き家と判定されたものについて、現状では、危険度は建物のハード面のみで評価している。近隣への迷惑被害など、ソフト面が考慮されていない。事情に応じて検討することが必要なのではないか。

(事務局)

検討します。

(委員)

地域との連携という話題があるが、自治会、隣組などが運営されているかどうか把握しているか。自治会や隣組の有無によって働きかけ方が変わるのではないか。

(幹事)

自治会が組織されているところがほとんどですが、加入率は年々下がっているのが現状です。

(委員)

一昨年、自治会の加入促進に宅建協会も協力したが加入率に動きはあったか。

(幹事)

どこの自治会についても高齢化や行事への負担などの関係で、加入率としては少し落ちたと思っています。

(委員)

うちの自治会でも高齢者世帯が施設に入るケースはあり、空き家になっているものが何件かある。知らない人が物を置きに来ている様子が目撃されている例もあり、防犯上の懸念がある。周辺の家がみんな空き家になってしまって怖い思いをされている方もいる。

高齢者の独居の問題について、民生委員や社会福祉協議会の意見を聞いたほうがよいのではないか。

(会長)

ヒアリングとして何名か来ていただいたり、事務局で意見聴取を行って報告いただいたりすることが考えられる。

(委員)

アンケートをみると、遠方に住んでいる人が多く、セミナー等の実効性が期待できない。固定資産税の請求書に資料を同封することは可能か。

(事務局)

担当者と協議しましたが、すぐには難しいものの、有効な手段であると考えられます。実現できるように検討したいと思います。

(委員)

税の状況を都市計画課が知ることはできないのではないかと。

(事務局)

税の担当から送付します。都市計画課が納税状況を把握して資料を送るということではありません。

(委員)

うちの地区では自治会が無く、民生委員の方が地域の状況を把握している。自治会に空き家のことを相談するというのは難しい面もあるのではないかと。

(会長)

地域との連携を有効に進めるということは容易ではない面もあると思うが、事務局には各自治会の意見も聞いていただきたいと考える。

5. 今年度の空家等対策協議会のスケジュール（案）について

- 事務局より説明。議事内容の進捗により、予定の変更が生じる可能性がある。

6. 閉会